

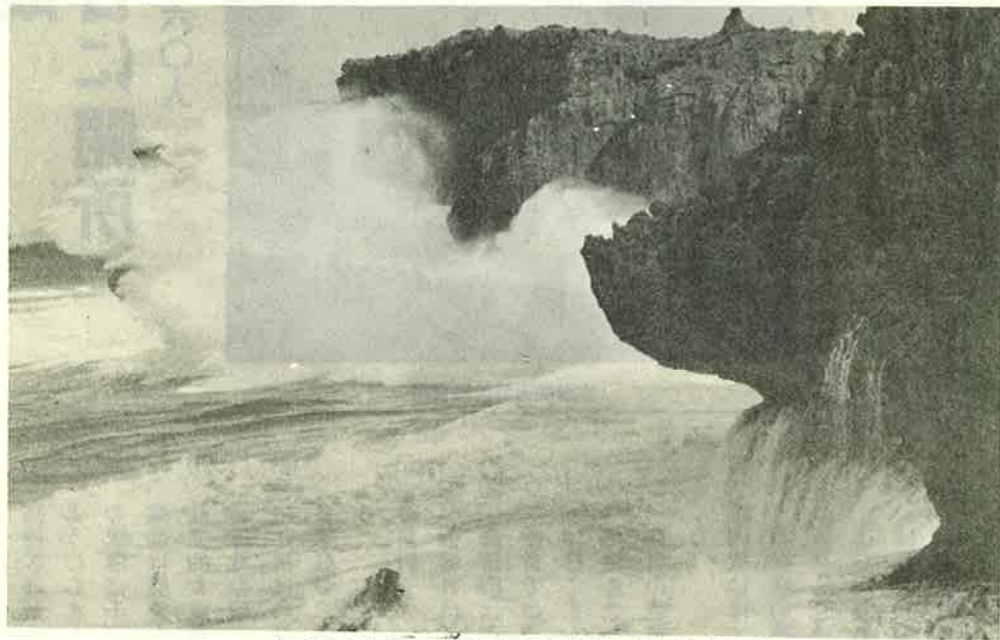


((村章))

《恩納村人口》

昭和49年10月末現在
人口 8,210 (-109)
男 4,170 (-60)
女 4,040 (-49)
世帯数 1,898 (+13)
( )内は前月比

# 広報おんな



わが村の雄大な景勝地万座毛の岸壁に打ち砕ける白波

恩納村役場

恩納村字恩納2451番地  
電話番号 098964-8101・8111

企画課編集発行  
印刷 巴印刷所



(砂川紀代子)

宮古平良市  
砂川 紀代子

## 故里

えんぴつ

一昔前の故里よ  
今いつこ  
どこもかしこも  
変りはて  
ふと一昔前を  
しのでみる

美しい海 緑の山  
私の大事な故里を  
昔のまんまで帰しておくれ  
あわびのあった豊かな海  
今も潮の香がふーんと

心の片すみに  
残っている故里  
あの土のにおい草の香  
木の香り昔のにおいを  
胸一杯吸込んで  
若かりし日を憶う

### 酒酔いの季節①

とんだハシゴさげ  
飲んで道路をふらつかぬよう



## 火災 救急は 8228番へ

### 酒酔いの季節②

酒酔い運転  
事故のもと  
「おじさんたちこれ見て」



# 山田保育所完成 四月一日に開所

収容児童六〇人

児童福祉事業の一環として、山田小中学校近くの村有地に、かねてから建設中であった山田保育所がこのほど完成した。

この保育所は総工事費二千八百五十九万七千円、建物面積三三〇平方メートル(約一〇〇坪)の近代的設備が整った保育所で、同保育所には山田、仲泊校区等の児童六〇人に保母六人と調理人、用務員各一人の計八人の職員が配置される予定になっています。

核家族化の現象と、共稼ぎ夫婦の多い昨今の社会情勢下では、児童保育及び幼児教育の場として最も欠かせない唯一の児童福祉施設として設置されたもので、今後は運営の充実と保育内容の強化を図っていききたい。



完成間近時の保育所

## お知らせ!!

恩納村新生活推進協議会では、去る十二月十八日に協議会をもち、本年度の新生活運動を次のように推進することになりましたので、村民皆様が積極的に取り組んで下さるようご協力願います。

昭和四十九年十二月十八日

恩納村新生活推進協議会々長 大城 保晴

### 一、冠婚葬祭について!!

- (1) 招待客は最少限(百名程度)に抑えるようにしましょう。
- (2) お祝儀は千円以内とし、記念品・お土産品は廃止しましょう。
- (3) 社交のお歳暮は、親兄弟までとし、品物は最少限のものとする。
- (4) 生年祝は各部落で合同祝いを奨励し、各家庭で二重に催すことはやめましょう。

### (5) 香典料

① 部落外は五百円以内とする。

② 部落内は百円とする。

○ 硬貨ではぐあいが悪るとする観念は捨てましょう。

○ 花輪もできるだけ少なくしましょう

○ 命日の焼香も近親者だけにしましょう。

### (6) 案内状には!

○ お祝儀の額を明記しましょう。

○ 公共的施設を使用する場合は案内状にお祝儀の額を明記されない招待は遠慮しましょう。

(主催者側)……(村ホール・部落公民館)

### 二、時間を守る運動をしましょう!!

○ 「時は金なり」の精神を大人も子どもも協力して実行しましょう。

- 一坪菜園運動を実践しよう。
- 県益優先のための県産品愛用をいたしましょう。

### 六、「節約の日」設定について!!

○ 一ヶ月の中、三日間を「節約の日」に指定し、買い物控え、あるもので間に合やす生活を実行しましょう。

## 山田保育所完成 四月一日に開所

収容児童六〇人

児童福祉事業の一環として、山田小中学校近くの村有地に、かねてから建設中であった山田保育所がこのほど完成した。

この保育所は総工事費二千八百五十九万七千円、建物面積三三〇平方メートル(約一〇〇坪)の近代的設備が整った保育所で、同保育所には山田、仲泊校区等の児童六〇人に保母六人と調理人、用務員各一人の計八人の職員が配置される予定になっています。

核家族化の現象と、共稼ぎ夫婦の多い昨今の社会情勢下では、児童保育及び幼児教育の場として最も欠かせない唯一の児童福祉施設として設置されたもので、今後は運営の充実と保育内容の強化を図っていききたい。

## お知らせ!!

恩納村新生活推進協議会では、去る十二月十八日に協議会をもち、本年度の新生活運動を次のように推進することになりましたので、村民皆様が積極的に取り組んで下さるようご協力願います。

昭和四十九年十二月十八日

恩納村新生活推進協議会々長 大城 保晴



大城 初男

人 事

## 新しい教育委員に 大城初男氏

伊波得吉委員の辞任に伴い、長い間空席になっていましたが、その後任に、大城初男氏が十二月一日付で、村長から辞令が交付されました。氏は、那覇商業高校卒業後金融界で活躍していましたが、沖縄銀行高橋支店長

を最後に、去年退職され、現在商店を経営するかたわら、恩納PTAの総務部長として、また、村商工会副会長としても御活躍しております。



田場 静子

## 人権擁護委員に 田場静子 (大正二年五月一日生)

恩納村字恩納

真栄城徳鋭氏の辞任に伴い、その後人の推薦を去る七月二十九日の恩納村議会の意見を求めて、法務大臣に推薦中のところ十一月十五日付をもって、恩納村の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。その職務内容は、十月発行広報十三号の九

ページ、恩納村各種相談員とその業務内容欄で紹介してあります。

- お金や品物で他人に迷惑をかけることは恥と考えるが時間で迷惑をかけることは平気に思う悪いくせはうち破るようにならなう。
- 会の主催者側は、客の集りが悪くても時間通りに開会するよう実践し案内状・通知書等には開会・閉会時間割を明示しましょう。
- 三、郷土の美化につとめましょう。  
※ 恩納村を美しい村にするため次の運動を展開しましょう。  
① 清掃美化運動 ② ホーキをもつ運動 ③ すてない、ちらかさない、よごさない運動 ④ 花いっぱい運動 (村民各人一鉢運動)
- 四、お正月は新正で行ないましょう!!  
○ お年玉は百円以内に行なう。  
○ お年玉の便途については父兄でよく指導いたしましょう。
- 五、インフレ―物価問題に対処して!!  
(1) 買い控え運動(ケチケチ運動)の推進  
○ 不要、不急の買物(衝動買い)は物価をつり上げの原因の一つになっているのでやめましょう。  
○ 物を大切にすることを心がけよう。  
○ 家計節約運動を展開しよう。  
○ 不必要なガス・電気は節約し、防犯灯以外の電気は消灯する。

# 農家の業務相談は 地元の就業改善相談員へ

最近の十数年間、わが国の経済はめざましい発展をしました。しかし、経済の成長にもない今日では、都市地区への人口流出、産業活動のかたよりがもたらす中に、農業従事者が高齢婦人化し、農業と他産業との所得較差が増大する一方では、農村での健全な地域社会の営みがむずかしくなっています。

それで、農業の近代的合理化を図る一環として、村農業委員会では、農業業務が現代に即応する方法を考えるために、村内の農家を対象にし、相談活動を行なう相談員を委嘱してあります。

今後の農業業務についての相談は気軽に地元の相談員に申し出て下さい。

## ※ 相談員の仕事の内容

- ア、農業後継者の育成に関する相談
- イ、農業後継者の結婚についての相談
- ウ、農繁期の労働力をととのえる為に必要な相談
- エ、農業労働賃金協定、又は、受け委託の相談

オ、出かせぎ希望者に対し、公共職業安定所の行なう職業相談のための個人的情報

の入手及び実情をきき取り、その他の相談

カ、農業をやめる者に対し、その者の財産処分及び資金調達についての助言指導

キ、導入企業等への業務につきたいと希望する者に対し、必要な相談を行なう。

ク、その他農家の業務のあり方を改めるために必要な相談、又は、助言指導を行なう。

## ※ 連絡のとりつき等

相談を受けた事柄については、農業改良普及所、職業安定所、農協、その他関係機関と密接な連携を保ち、必要に応じてそのつど連絡とりつきを行ない解決する。

## ※ 秘密の厳守

業務相談活動にあたっては、個人の人格を尊重し、相談上知り得た秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、又は、門地によって差別、又は、優先的取扱いすることなく、且つ、その処理は実情に即して合理的に行なうものとする。

## ※ 就業改善相談員



宇名嘉真  
奥間政慎



宇喜瀬武原  
外間現録



宇安富祖  
当山忠男



宇瀬良垣  
当山盛徳



宇大田清治  
花城清治



宇恩納昭  
大城保昭



宇南恩納  
石川清三



宇谷茶盛  
石川盛一



宇富蕭  
中村義徳



宇前兼久  
山城武夫



宇仲泊  
古波蔵一雄



宇山田  
久場厚徳



宇真栄田  
長浜盛夫



宇塩屋  
伊波守幸



宇宇加地  
小波錫光

# 農業振興地域指定になる！

当村では、かねてから農業振興地域指定の申請をしていましたが、四十八年度に指定認可になりました。本年度(四十九年度)において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、整備計画を策定中ですが、村民の皆様にも御理解、御協力をいただくために、この法律のあらましや内容等について述べたいと思います。

## 第一に農業振興地域制度のねらいとは

- (1) 国土資源の合理的利用という見地に立ち、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、農業生産の基盤となる農用地を十分に確保すること。
- (2) 農業生産の近代化をはかるための必要な条件を備えた農業地域を保全し、形成すること。
- (3) 土地の農業上の計画的利用、農業生産基盤の整備、農地保有の合理化及び農業近代化施設の整備にわたる総合的な計画を樹立し、推進すること。

- (4) 計画は、各地域の立地条件に応じ、村が計画主体となり、地域農業者の意向を反映した自主的計画として、定めること。

- (5) 計画の主要な項目として、農用地として利用しようとする土地の区域と、その区域内の土地の農業上の用途区分を定める農用地利用計画を立て、その計画に従った土地の利用がされるよう必要な措置を行なうこと。

- (6) 地域の総合的計画の達成のために、国の農業施策を総合的、計画的に実施すること。

以上制度のねらいについて申し上げましたが、それでは、法律のあらましについて述べますと、この法律は、自然的、経済的、社会的な諸条件から考えて、今後とも農業の振興を図ることが必要であるとされる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的、かつ総合的に推進することを目的に、農業振興地域整備基本方針、農業振興地域の指定、農用地利用計画を中心とする農業振興地域整備計画等を柱として、この目的実現のための具体的な手順を規定しています。

この制度の骨子ともいえるべきものを順を追って述べますと、  
一、基本方針

二、振興地域の指定  
 三、振興地域整備計画  
 四、農用地利用計画に関する措置  
 五、援助

の五項目からなっています。  
 さて、それではどういふところが農業振興地域に指定されるかといひますと、

第一に、純農村的な町村では、その区域の全部が指定になりますが、その地域内に今後大旨十年以上にわたって、農業のために利用することが望ましい、集团的農用地があり、その合計面積が二〇〇ヘクタール程度以上あること。

第二に、その地域の農業就業人口の動向や農業従事者の経営に対する意欲、あるいは、農業者の組織的な活動の状況などからみて、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

第三に、農業のめんからだけでなく、農業以外の土地利用の必要性も含めて、総合的に判断してなお、相当長期にわたり農業地域として確保し、土地基盤の整備開発や農業機械の導入などで、土地の農業上の利用の高度化を図る必要があることとなっており、当村でも強力に農業の振興を図るため指定をうけ、現在整備計画の策定中ですが、その内容について述べます。

① 農用地利用計画

この計画は、振興地域の整備の基礎となる計画で、農用地区域及びその区域内の土地についての農業上の用途区分を定めます。この計画で定める農用地区域ですが、これはその地域について、各種の農業施策を総合的、計画的に実施していく上で、今後とも長期にわたって確保する必要がある土地をいいます。

しかし、現に農用地等でも今後開発整備して、農用地等として利用しようとする山林、原野等の未墾地はこれに含めて定めます。

② 農業生産基盤の整備開発計画

これは、用排水路などのかんがい排水施設、農地保全施設、農道などの整備、区画整理、農用地の造成など、いわゆる土地改良事業と称される計画です。

③ 農地保有の合理化のための権利の取得の円滑化計画

これは、自立経営または、協業経営の形成を目標に、規模の拡大及び農用地の集団化を進めるため、農用地等についての売買、賃貸借等による権利の取得を円滑に推進するための計画です。

そして、市町村、農業委員会、農協などがこの計画に沿って、売買、賃貸借などのあっせんを行ないます。

④ 農業近代化施設の整備計画

これは、トラクター、コンバイン等の農業機械、農産物の調製貯蔵、集出荷施設、加工施設など、従来の農業構造改善事業（経営近代化施設）と称されている共同利用施設の整備のための施設です。

以上の四項目についての整備計画を策定中ですが、広く村民の皆様の意見を取り入れたらと思つて居ます。

それでは、農業振興地域になるとどういふ利点があるか述べたいと思ひます。

一、国の補助事業や融資事業が集中的に行なわれます。

農業振興地域は、今後の農業振興の基盤となる地域ですから、国の農業に関する施策は、農業振興地域整備計画に基づいて、総合的に集中して実施されます。

とくに、土地基盤の整備や農業近代化施設の整備などその実施の効果が長期にわたる施策は、原則として、農業振興地域だけで行なわれることとなります。

二、税制上の優遇措置がとられます。

農業振興地域整備計画に基づいて行なわれる農業委員会のあっせん、市町村長の勧告、知事の調停によって農地等の譲り渡しがなされたときは、譲り渡した者には、譲渡所得税を取得した者には、登録免許税をそれぞれ軽減することとなります。また、農業振興地域で行なわれる農地等の買換に

ついでには、課税の繰り延べ措置が認められることとなります。

三、国有財産の利用が促進されます  
 国は、必要によつては普通財産の譲り渡し、または貸付けをするともに、積極的に国有林野の活用を図るよう努めることとなつていきます。

四、生活環境施設の整備が促進されます。

## 最近の少年非行のすう勢と 家庭裁判所の処理状況

「豊かな社会」と呼ばれる今日の状況を反映して、最近の少年非行は、その様相にもさまざまな変化が認められ、新たな社会の新たな問題として、私たちの関心を引きつづつてあります。

そこで、今回は、統計を中心にして、最近の少年事件の動きと、家庭裁判所での取扱いの状況について、御紹介したいと思います。  
 〈少年非行の動きとその特色〉

非行を犯した少年の事件は、すべて家庭裁判所に送られてきます。その数は、昭和四十年の約一〇九万四〇〇〇人をピークにして、年を追うごとに減少してきましたが、昭和四

国、県、市町村は、農業振興地域整備計画の達成のために、農業振興地域の生活環境施設の整備に努めることとなります。

五、その他  
 整備計画を樹立するための経費について国が補助するほか、必要な助言、指導が重点的に行なわれます。

以上申し上げましたが、農業振興地域制度

十八年は、前年とほぼ同様、約四五万五〇〇〇人となつています。その内訳を見ますと、道路交通事故（交通違反など）が約二五万八〇〇〇人で、全体の五七パーセントを占め、そのほかでは、窃盗が約八万四〇〇〇人で最も多く、次いで業務上過失致死傷（いわゆる交通人身事故）が約六万三〇〇〇人、傷害が約八七〇〇人、恐ろしが約五六〇〇人、ぐ犯（家出、怠学などを反復し、罪を犯すおそれのあるもの）が約三四〇〇人、暴行が約三二〇〇人、強かんが約一八〇〇人などとなつています。これを前年と比べてみますと、業務上過失致死傷が約九〇〇〇人減つたのははじ

について、詳しくお知りになりたい方は左記に問い合わせ下さい。

恩納村役場、経済課、係、西銘  
 企画課、係、新里  
 電話 石川局一八一〇一  
 八一一一

めとして、ほとんどの非行が減少しています。が、道路交通事故が約五〇〇〇人、窃盗が約四〇〇〇人、それぞれ増えています。警察の統計で見ても、人口一〇〇〇〇人に対する窃盗の非行発生率は、昭和四十八年には八・〇人となつており、最近五年間の最も高い率となつています。

このように、窃盗が数も多く、非行発生率が高いのは、少年非行の特徴の一つですが、その内容を見ますと、万引きが約二七パーセントで最も多く、次いでオートバイ盗が約一パーセント、自転車盗が約一〇パーセントとなつており、悪質とみられる忍び込み、空車・車上ねらいなどの占める割合は低くなつていきます。窃盗の動機についても、計画的な犯行というよりは、善悪のけじめが付かないままに、スリルを求め、友達と遊び半分の気持ちで非行を行っているが目立ちます。さらに、窃盗の被害額を見ますと、五〇〇〇円

未満のものが全体の約五三・二パーセントを占めています。

また、最近、事件が警察や検察庁から家庭裁判所に送られてくるとき、少年が逮捕されたり勾留されたりなどして、身柄を拘束されたまま送られてくる事件が大幅に減っています。このような事件は、五年ほど前までは、道路交通事件を除いた一般事件全体の一一・一パーセントを超えていましたが、昭和四十八年には六パーセントになっていました。悪質な事件であれば、警察や検察庁では、身柄を拘束したまま家庭裁判所に送ってきますから、これは少年の悪質な非行が減ってきていることを示しているといつてよいでしょう。

昭和四十八年に、業務上過失致死傷を除いたいわゆる主要刑法犯で検挙された少年について年齢層別に見ますと、年少少年（一四、七歳）が約四万四〇〇〇人、中間少年（一六、七歳）が約三万八〇〇〇人、年長少年（一八、九歳）が約二万四〇〇〇人で、年少少年が最も多くなつております。これを前年と比べますと、年長少年が約一〇〇〇人減っているのに対して、年少少年が約六〇〇〇人、中間少年が約二〇〇〇人それぞれ増えています。さらに、人口一〇〇〇〇人当たりの非行発生率でも、年少少年は一三・九人、中間少年は一一・三人、年長少年は七・二人で、年少少年が最も高くなつています。これで分かりますよ

うに、年齢の低い少年の非行が問題になってきているといえましょう。

また、最近の少年非行の特徴として、学生、生徒の非行の増加が挙げられます。道路交通事件を除いた一般の非行の中で、職業に就いている少年や無職の少年の事件は減少の傾向を示していますが、学生や生徒の事件は、昭和四十七年には約七万二〇〇〇人で、前年より二パーセントほど増えており、一般事件全体の四三・二パーセントを占めています。このうち、高校生によるものが六一パーセント、中学生によるものが三二パーセントとなつていますが、在籍人員一〇〇〇〇人に対する割合では、高校生が一〇・六人であるのに対し、中学生は一三・六人となり、中学生層の非行率が高くなつていくことが分かります。

非行の内容を見ますと、中学生では窃盗が全体の約七五・五パーセントを占めて最も多く、そのほかでは、恐かつ、ぐ犯、傷害、暴力行為などの順になっていきます。高校生では業務上過失致死傷が約三八・二パーセントを占めており、次いで窃盗が三七・七パーセント、そのほかでは、傷害、恐かつ、暴力行為などの順になっています。また、学生、生徒の非行で特に目立つのは、二人以上組んで非行を行うことが多いことです。昭和四十七年に、道路交通事件や業務上過失致死傷以外の事件で、家庭

裁判所で取り扱った少年で見ても、その約六六パーセントが集団で非行を犯しています。

これを学籍別に見ますと、大学生では約四七パーセント、高校生では約六四・四パーセント、中学生では約七〇・七パーセントとなつていきます。このように年齢が低くなるに従つて、集団で非行を犯す傾向が強くなります。

次に、最近目立つのは、両親がそろい、しかも、ごく普通の家庭の少年が非行を犯すケースが多くなつていくことです。十年ほど前までは、いわゆる欠損家庭や生活程度も貧困もしくは極貧家庭が半分以上を占めていました。しかし、最近では、この割合が逆転し、非行少年の中で両親が健在である少年は約七五・五パーセントに上り、生活程度も普通以上の家庭が約八二・二パーセントを占めています。また、非行少年の中に占める精神薄弱や神経症、精神病といった精神障害者の割合も、ここ数年減つております。

このように、表面的にはあまり問題のない少年の非行が増えておりますが、家庭裁判所で調査してみますと、これらの非行の背景には、少年の性格や親のしつけなどに複雑な問題が潜んでいることに気が付きます。次に、最近の車社会を反映して、スピードとスリルにあこがれるいわゆるサーキット族が生まれたり、自動車を利用して行う非行が目立っています。警察の統計で昭和四十八年

に自動車を利用して行った少年の非行を見ますと、窃盗が約一万三〇〇〇〇人で最も多く、恐かつ、傷害、強かんもかなりの数になっています。このほか、シンナー、ボンドなどを乱用して警察に補導される少年の数は、昭和四十六年には、約五万人にも及びましたが、昭和四十七年八月に、乱用を処罰する法律が施行され、補導される少年の数は減少しました。しかし、昭和四十八年には、シンナー、ボンドなどの乱用による死者の数は、前年を上回る一方、麻薬や覚せい剤の乱用により検挙される少年の数も増えております。また、法律に触れないトルエン、ニスなどの薬物を乱用するケースも増えているところから、これら薬物を乱用する少年の動向については、今後も予断を許しません。

〈家庭裁判所の処理状況〉

このような非行を犯した少年に対する家庭裁判所の処分について触れてみましょう。道路交通事件を除いた一般事件について見ますと、昭和四十八年では、少年を保護観察にしたり、少年院に収容したりする保護処分が八・九パーセント、調査、審判を行った上、保護処分にするまでの必要がないと認めた場合にする不処分が三八・六パーセント、審判を開くまでもないような軽微な事件について審判不開始が四四・一パーセント、児童福祉手続で取り扱うのが相当な事件について

する児童相談所長らへの送致が〇・二パーセント、成人と同様、刑事処分にするのが相当であるとして検察官へ送致する処分が八・二パーセントとなつていきます。

これらの処分は、非行の内容や少年の年齢によつてかなり違つていきます。例えば、強盗、強かん、殺人といった凶悪な犯罪の処分に限って見ますと、そのほかの事件より検察官送致、少年院送致、保護観察が多くなり、不処分や審判不開始がごく少なくなつていきます。

さらに、昭和四十七年には、年長少年の凶悪犯だけについて見ますと、検察官送致が二〇パーセント、保護処分が五六・九パーセントに上り、不処分は二二パーセント、審判不開始は二・一パーセントとなつていきます。年長少年の殺人の場合ですと、五六・一パーセントが検察官に送致されて起訴されていますが、成人の場合の殺人の起訴率は六一・四パーセントですから、悪質な罪を犯した少年はかなり高い割合で公判廷に立たされ、刑に処せられていることとなります。家庭裁判所では、少年を非行から立ち直らせるために、できるだけ刑罰でなく教育的な手段で取り扱うことにしています。このように、事案や年齢に応じて、社会の安全をも十分考慮した処遇を行っています。

先にも触れましたように、家庭裁判所の処分では、数の上からいいますと、審判不開始

と不処分が特に目立っています。しかし、その大部分のケースについては、専門的、科学的な調査をした上、少年の特性に応じて、少年や保護者に対し、生活指導や、家庭、学校、職場の環境の調整など、ケースワークやカウンセリングをとり入れたさまざまなきめ細かい教育的な措置が採られています。これは、少年非行の大部分がいわゆる一過性の非行であつて、深い犯罪性に根ざしたのではなく、家庭、学校、職場などにおいて適切な指導を加えれば、自らの力で立ち直ることができることを示しています。家庭裁判所では、このような教育的な措置の結果、もはや非行をくりかえすおそれなくなつたと認められる場合には、それ以上処分を加えることなく、審判不開始あるいは不処分にするわけですが、このような処遇の仕方が、本人の更生のために非常に役立っているのです。

豊かな成長力を持つ少年を非行から守り、健全な方向に伸ばしていくためには、家庭裁判所や警察などの関係機関だけでなく、家庭、学校、職場あるいは地域社会の相互の理解と協力が大切です。そのためには、私たち一人一人が少年の非行や処遇の実態について、十分関心を持ち、正しく理解して、それぞれの立場で考えながら、努力していくことが望まれます。